



6. 日常生活



6. 日常生活

(1) 自転車の利用

自転車保険に加入しましょう！

多くの学生が日ごろから自転車を利用してますが、最近、自転車に関する事故や、事故による高額賠償事例が増えています。

自転車を利用する際は、ルールを守り、万が一に備え、自転車賠償保険に加入してください。

[※自転車保険広報チラシ](#)

[※自転車の交通ルール](#)

[※自転車利用Q&A](#)

[※TRAFFIC SAFETY GUIDELINES](#)



自転車安全利用五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
(道路交通法第17条)



2 車道は左側を通行

3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
(道路交通法第17・18条)



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

2万円以下の罰金又は料料
(道路交通法第63条の4)



4 安全ルールを守る

飲酒運転の禁止
2万円以下の罰金
又は料料
(道路交通法第55-57条)



並進禁止

2万円以下の罰金
又は料料
(道路交通法第19条)



夜間はライトを点灯

5万円以下の罰金
過失同じ
(道路交通法第32条)



信号を守る

3ヵ月以下の懲役
又は5万円以下の罰金
過失同じ
(道路交通法第7条)



5 子どもはヘルメットを着用

(道路交通法第63条の11)



携帯電話やヘッドホンを使用しての運転、傘差し運転等も禁止されています。



※ブレーキ不良自転車の運転禁止 (5万円以下の罰金・過失同じ)

自転車の悪質な交通違反は検挙され罰金を支払うこともあります。



6. 日常生活

(2) 運転免許

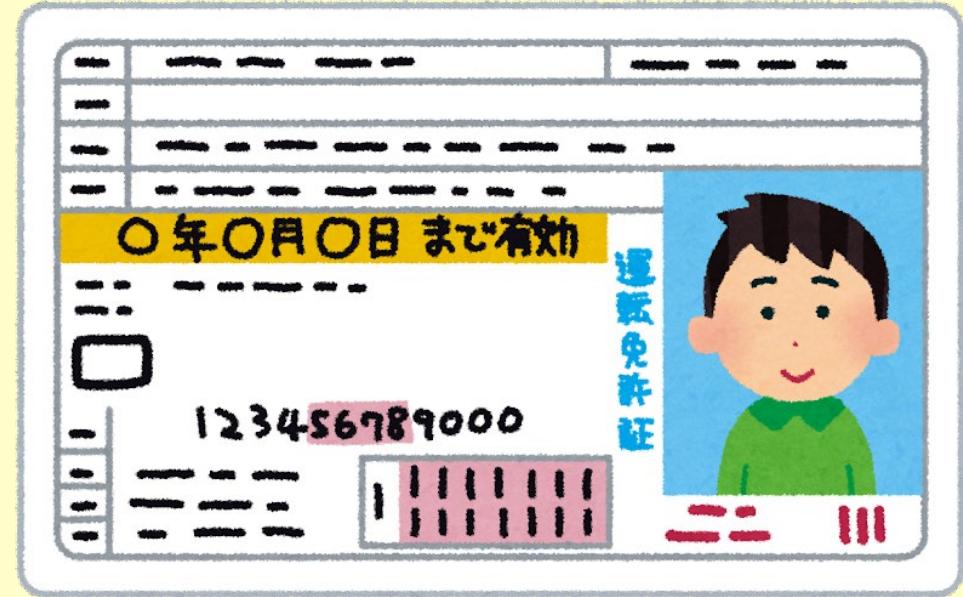
留学生が関係する交通事故が毎年発生しています。

交通事故に遭わないためにも、本当に必要でない限りオートバイや自動車を運転しないようにしてください。

もしも車両を運転する必要がある場合、外国で取得した運転免許証をもとに日本の運転免許証を発行できる場合もあります。申請に必要な書類など、詳しくは、[沖縄県警察運転免許センター](#)に問い合わせてください。

○沖縄県警察運転免許センター TEL: 098-851-1000

○[警視庁 外国の運転免許をお持ちの方](#)



学内の交通ルール

- ・自動車、バイクで入構する際は入構許可証が必要。
 - ・構内での車両の最高速度は**毎時20km**。
 - ・バイクの**ノーヘルメット**は禁止。
- マナーの遵守にご理解・ご協力をお願いします。



6. 日常生活

(3)自動車保険・車庫証明

もしも、自動車やオートバイを運転する必要があるときは、必ず**自賠責保険(強制保険)**と**任意保険**に加入していることを確認してください。



なお、自動車を購入する際は、保管場所があることを証明する書類「車庫証明」が必要です。

(軽自動車については、市区町村によって車庫証明がいらない場合があります。)

千原寮、国際交流会館、及び構内の駐車場に対して「車庫証明」を取得することはできません。

自動車やオートバイを購入する際は、これらのこと踏まえ、事前に指導教員ともよく相談してください。

6. 日常生活

(4) アパートを借りるとき

一般的に日本でアパートなどを借りる際は、契約時に「連帯保証人」が必要です。

原則として、連帯保証人は自分でみつけなくてはなりません。しかしながら、自分で連帯保証人を見つけることが困難な場合は、琉球大学が一定の条件で留学生のアパート賃貸借契約の連帯保証人を引き受けています。

【申請条件】

- ①本学に在籍する学生(学部生、大学院生、研究生)
 - ②在留資格が「留学」であること
 - ③公益財団法人日本国際教育支援協会(JEES)「留学生住宅総合補償」に加入していること

手続き方法については、『外国人留学生生活ガイドブック』33ページを参照してください。

6. 日常生活

(5)ごみの分別

日本では、ごみをいくつかの種類に分けて出さなければなりません。

分け方は市町村によって異なりますので、自分が住んでいる地域の「ごみの分別収集」のパンフレットをよく読んでください。出し方をまちがえると、ごみを持っていってくれません。地域の人々とのトラブルの原因にもなります。

ゴミは主に以下の4つに分類されますが、何がどのカテゴリーに入るのか、詳しくは居住地の市町村のウェブサイトで確認してください。

1. もえるごみ
 2. もえないごみ・危険ごみ
 3. 資源化物
 4. 粗大ごみ

